

NEW こくみん共済 COOP で「第 2 回カスハラ対応研修」の講演を行いました

11 月 1 日(金)、TK 札幌ホワイトビルカンファレンスセンターにおいて、こくみん共済 coop 第 2 回『カスハラ対応研修』が開催され、当センターの齊藤勉特別講師が講師を務めました。実際に業務で起こりうる事例をロールプレイング形式で行い、役者になりきった参加者が楽しみながら、あつという間の 90 分間の研修となりました。今回も具体的事例を用いたカスハラロールプレイングで爆笑の 90 分となりました。楽しく研修を受けることで、組織内のコミュニケーションが一層円滑になったとの報告を多く受けています。また、講話だけでなくロールプレイングやディスカッションタイムを取り入れることによって、ハラスメントに直面した時の戸惑いや緊張を和らげることができて良かったと、特に若手職員の方々から感想をいただいています。

NEW 「休日に仕事の電話は問題？【その 1】 11 月は「過労死等防止啓発月間」

今月号のジャーナルに掲載した内容を要約・分割した記事です。11 月が厚生労働省の推進する「過労死等防止啓発月間」に因んで、会員組織の皆さんの職場では、この問題についてどのような状況にあるでしょうか。

ほとんどの人は、「休日に上司などから業務連絡が電話やメールでくると、休んだ気持ちにならない」との回答していました。上司が必要だと思っても、休みの日に仕事の電話や連絡を受けることを**ストレス**に感じたり、場合によっては労働基準法上の問題も発生する恐れがあることに注意しなければなりません。**労働基準法**第 37 条「割増賃金」に関して、仮に短時間の電話であったとしても、休みの日に電話対応させた場合は「労働時間」にカウントされ、休日労働としての割増賃金を支払わなかった場合は違法となる可能性があります。また、社員・職員の**心身に影響を与える**おそれがあるという点においても問題があります。

休みの日に仕事の電話やメールをすることは、長時間労働につながるとともに、憩いの時間を一瞬にして壊しかねず、精神疾患を発症したり過労死や過労自殺を引き起こすきっかけにもなり得ます。実際に、過労死や過労自殺の原因で亡くなった人の多くは、業務時間外にも上司からの叱責や取引先からのクレームを受けるなど、精神的な負荷が非常に大きかったという指摘があります。

パワハラに該当するおそれもあります。上司が部下に対して緊急性を要しない用件であるにもかかわらず、休みの日に仕事の電話をして、業務を行わせた場合、優越的な関係にもとづいて、部下に適正な範囲を超えて業務を行わせており、このことにより就業環境が害されている場合はパワハラとなるおそれがあります。

「緊急性のない電話連絡」は社員・職員の休日の時間を一方的に奪ってしまうため、大変大きなストレスを与えてしまいます。「メール・チャット・SNS の返信の強要」も問題です。一日何通なら違法という境界はありませんが、返信を強要した場合には、労基法上の指揮命令下におかれたと捉え、休日労働に該当する可能性があります。さらに、電話に出なかったこと、メールに返信がなかったことを怒るケースは最悪です。休み明けに「社会人



■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和6年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。

詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

<安全衛生団体>

- 中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

- 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html に掲載。

- 北海道安全衛生サービスセンター <http://www.jisha.or.jp/hokkaido/>

- 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

- 労働科学研究所 <http://www.isl.or.jp/>

- 労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/>

- 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

- 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

- 職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)

- 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

- 日本産業カウンセラー協会北海道支部

[一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 \(counselor.or.jp\)](http://counselor.or.jp/)

【必見】「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話：011-209-7000（平日 9 時～17 時 ※土日祝日はお休み）メール：sapporo@counselor.or.jp（当日をご希望の方はお電話での受付になります。）

○ 個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部
(counselor.or.jp)

○ 日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>

<行政>

- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

- 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

- 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

- こころの耳（メンタル専用サイト） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

- パワハラポータルサイト「明るい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

- アスベスト情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

- 独法 労働政策研究・研修機構（JIL） <https://www.jil.go.jp/>

- いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC） <http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>

- ガン情報 がん対策情報センターについて
- がんと仕事の Q & A
- 過労死防止学会 <http://www.jskr.net/>
- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>
- 日本アドラー心理学会 <http://adler.cside.ne.jp/index.html>

事務局長理事 木下真一 TEL 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

ろうきん ははたらく人なら どなたでも ご利用いただけます!!

「ろうきん」ってなに?

ろうきんは、
預金やローンなど、
はたらく人が利用
しやすい商品や
サービスを提供
している **非営利の
金融機関** です!



私でも使えるの?

**パート・有期契約・
派遣などの雇用
形態の方**はもちろ
ん、生協(コープ)
を利用している方
もご利用いただけ
ます。

お近くのろうきんの
ウェブサイトは
こちらから



2021年4月1日現在



ろうきん